

**「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」を実施するための
子の返還手続等の整備に関する個別論点の検討(1)**

1 土地管轄の集中

【甲案】

子の返還命令の申立て事件は、東京家庭裁判所の管轄に専属するものとする。

【乙案】

(1) 子の返還命令の申立て事件は、子の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときはその居所を管轄する家庭裁判所の管轄に属し、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは東京家庭裁判所の管轄に属するものとする。

(2) (1)によれば次に掲げる家庭裁判所が管轄権を有すべき場合には、その申立ては、それぞれ次に定める家庭裁判所の管轄に専属するものとする。

ア 東京高等裁判所，名古屋高等裁判所，仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する家庭裁判所

東京家庭裁判所

イ 大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する家庭裁判所

大阪家庭裁判所

(注) 【乙案】を採る場合には、合意により事前に東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所に管轄裁判所を定めることができるものとする（合意管轄）が、応訴管轄は認めないものとする。

(補足説明)

中間取りまとめでは、【丙案】として、高等裁判所8庁の所在地（東京，大阪，名古屋，広島，福岡，仙台，札幌，高松）の家庭裁判所にのみ管轄を認める案を挙げていた。しかし、事件処理についての専門的な知見の集積，事例の蓄積，裁判官及び弁護士専門性の向上，中央当局と管轄裁判所の連携強化を重視し，上記の2案を検討することとした。なお，中間取りまとめの【丙案】は，相手方の出頭の負担を考慮したものであるが，その負担は，例えば電話会議・テレビ会

議システムの利用等により、現実に出頭しなければならない回数を限定するなど、裁判運営上の工夫によって、ある程度軽減できるものと考えられる。

(参考) 我が国における管轄集中の例

1 特許権等に関する訴え等の管轄 (民事訴訟法第6条)

特許権等に関する訴え等の管轄は、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の2庁に集中されているが、これは、特許権等に関する訴えは、専門技術的な要素が特に強く、その審理には、高度な自然科学の知識が必要となることが多いので、その訴訟について充実した審理を迅速に行うためには、裁判所に同種事件についての実務経験の蓄積があり、事件処理のための体制も整っていることが望ましいことによる。

2 外国倒産処理手続の承認援助事件の管轄 (外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第4条)

外国倒産処理手続の承認援助事件の管轄は、東京地方裁判所に専属されているが、これは、承認援助事件の申立て件数は比較的少数にとどまるものと予想される中、承認の申立てについての事件の処理には、外国倒産法制やその運用に関する知識・情報の蓄積が特に重要となることによる。

(参照条文)

○ 民事訴訟法

(特許権等に関する訴え等の管轄)

第六条 特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え(以下「特許権等に関する訴え」という。)について、前二条の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有すべき場合には、その訴えは、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所

東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所

大阪地方裁判所

2 特許権等に関する訴えについて、前二条の規定により前項各号に掲げる裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

3 第一項第二号に定める裁判所が第一審としてした特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴は、東京高等裁判所の管轄に専属する。ただし、第二十条の二第一項の規定により移送された訴訟に係る訴えについての終局判決に対する控訴については、この限りでない。

○ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律

(承認援助事件の管轄)

第四条 承認援助事件は、東京地方裁判所の管轄に専属する。

(承認援助事件の移送)

第五条 前条に規定する裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、承認援助事件を債務者の住所、居所、営業所、事務所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

2 複数当事者等についての規律

(1) 当事者が複数の場合についての規律

同一の子について、相手方適格のある者（現に子を監護する者）が複数ある場合の手続の規律について、どのように考えるか。

(2) 子が複数の場合についての規律

複数の子についての返還命令の申立てがされた場合について、併合管轄の規律を設けるものとするが、必要的併合の規律までは設けないものとするかどうか。

(補足説明)

1 当事者が複数の場合についての規律（上記(1)）

(1) 相手方適格のある者が複数ある場合、手続の規律としては、民事訴訟手続における必要的共同訴訟や、例えば遺産分割の審判における必要的共同審判と同様の規律を設けることも考えられ、本条約に基づく子の返還手続においても、手続を共同とする必要があるかどうか、検討する必要がある。

この点について、現に子を監護している者が複数ある場合においても、全ての者を相手方としなければならないとすれば、手続終了後に、現に子を監護している一部の者が相手方とされていなかったことが判明した場合、手続が違法となり裁判は無効となるが、申立人において事実上現に子を監護している者全てを把握し、全ての者を相手方としなければならないとするのは酷であるともいえる。

さらに、現に子を監護している者が複数ある場合であっても、それらの者の監護は、事実上の監護であって、監護している者の間に、何らかの法律上の共同関係があるものとは限ら

ない。そのため、本手続において、敢えて手続を共同とすべき規律を導入することは相当ではないものとも考えられる。

- (2) もっとも、このように考えた場合、一部の監護者のみを相手にした手続が進行し得ることになるが、実際には、他の監護者の事情を考慮に入れなければ、返還拒否事由の有無は判断できないことが多いと考えられること、また、一部の監護者に対する返還命令では、子の返還命令の強制執行をすることはできないとも考えられることから、なお検討する必要がある。

2 子が複数の場合についての規律（上記(2)）

子の返還事由及び返還拒否事由の判断は、当該子ごとに判断されるものであることから、子が複数の場合について、必要的な併合の規律までは設ける必要はないものと考えられる。

もっとも、返還事由及び返還拒否事由の判断に当たって、その資料が重複することも考えられる上、特に子が兄弟姉妹の場合には、一部の子の返還が他の子に影響を与えることも想定されることから、裁判所は、各事案に応じて、手続を併合等することが望ましいものと考えられる。

なお、申立人は、複数の子について返還を求める場合には、これらを併せて申し立てることができるものとする併合管轄の規律は設けるものとする（家事事件手続法第49条第3項参照）。

（参照条文）

- 家事事件手続法
（手続の併合等）

第三十五条 裁判所は、家事事件の手続を併合し、又は分離することができる。

2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。

3 裁判所は、当事者を異にする家事事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

（申立ての方式等）

第四十九条 家事審判の申立ては、申立書（以下「家事審判の申立書」という。）を家庭裁判所に提出してしなければならない。

2 （略）

3 申立人は、二以上の事項について審判を求める場合において、これらの事項についての家事審判の手続が同種であり、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、一の申立てにより求めることができる。

4～6 （略）

3 参加

(1) 手続からの排除

当事者となる資格を有する者は、申出により手続に当事者として参加することができるものとするを前提に、当事者となる資格を有しない者又は当事者である資格を喪失した者を本手続から排除することができるとする規定を設けるものとするかどうか。

(2) 利害関係参加をすることができる者

利害関係参加（当事者に準じ、参加後は当事者と同等の権能を有する者であり、裁判所の許可により参加するものとするを想定）をすることができる者として、返還を求められている子以外にどのような者が考えられるか。例えば、①返還を求められている子の兄弟姉妹、②現に監護をしていない親はどうか。このほか、どのような者が考えられるか。

（注）未成年者からの利害関係参加の申立てがあった場合には、その者の年齢及び発達の程度などに照らし、参加がその者の利益を害すると認めるときは参加を許さないこととする規定を設けることが考えられる。

（補足説明）

1 手続からの排除

当事者であった者が当事者となる資格を有しないことが判明した場合や当事者となる資格を喪失した場合には、本手続が子の社会的背景に関する情報（ハーグ条約第13条第3項）を始めとして、個人のプライバシーに関わる情報を扱うだけに、そのような者を当事者としての地位にとどめておくことによる弊害に配慮する必要がある。

そこで、裁判所の判断でそのような者を手続から排除することができるものとするのが相当であると考えられる。

なお、排除の裁判に対しては、排除された者の即時抗告を認めることが考えられる（以上につき、家事事件手続法第43条参照）。

2 利害関係参加をすることができる者

どのような利害関係がある者に参加を認めるかについて、一般的には、本手続が迅速処理の要請が高く、手続が複雑になることを避ける必要があり、現に監護している者について十分に手続追行の機会を与えれば、それ以外の者に独自に手続の追行を認める必要はないとも考えられる。

そこで、次のような者について、参加を認めることが相当か。

(1) 返還申立ての対象とならなかった兄弟姉妹

兄弟姉妹が分離されないことの利益を考慮すれば、返還を求められる子に準じて考えることもできるように思われるがどうか。

(2) 現に子を監護していない親

子を連れ去った親が、現に監護していない場合、そのような親の参加を認める必要があるか。

この点については、ハーグ条約は、子の常居所地国への迅速な返還を確保することを目的とし、監護の実体に関する紛争については常居所地国において解決されるべきことを前提としており、子の返還手続における裁判は子の返還の可否を判断するものであって、監護権の所在について判断するものではなく、現に監護している者とは別の法的利益を認めることはできないことから、現に子を監護していない親に参加を認める必要はないとも考えられる。

(3) その他

このほか、利害関係参加を認めるのが相当な者として、どのような者が考えられるか。

3 (注)について

返還を求める子（及びその兄弟姉妹で未成年である者）については、手続に参加することで、一層父母間の対立に巻き込まれるなどこれらの者の年齢や成熟度によっては参加を認めることがこれらの者の福祉の観点から好ましくない場合も想定される。

そこで、子又は未成年者は意思能力があれば手続行為能力を認め手続に参加することができるものとしつつ、参加がその者の利益を害すると認めるときには参加を許さないこととすることとどうか（家事事件手続法第42条第5項参照）。

(参照条文)

○ 家事事件手続法

(当事者参加)

第四十一条 当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

2 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者（審判を受ける者となるべき者に限る。）を、当事者として家事審判の手続に参加させることができる。

3 第一項の規定による参加の申出及び前項の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面で行なければならない。

4 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。（利害関係参加）

- 第四十二条 審判を受ける者となるべき者は、家事審判の手續に参加することができる。
- 2 審判を受ける者となるべき者以外の者であつて、審判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは、家庭裁判所の許可を得て、家事審判の手續に参加することができる。
 - 3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、職権で、審判を受ける者となるべき者及び前項に規定する者を、家事審判の手續に参加させることができる。
 - 4 前条第三項の規定は、第一項の規定による参加の申出及び第二項の規定による参加の許可の申立てについて準用する。
 - 5 家庭裁判所は、第一項又は第二項の規定により家事審判の手續に参加しようとする者が未成年者である場合において、その者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者が当該家事審判の手續に参加することがその者の利益を害すると認めるときは、第一項の規定による参加の申出又は第二項の規定による参加の許可の申立てを却下しなければならない。
 - 6 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判（前項の規定により第一項の規定による参加の申出を却下する裁判を含む。）に対しては、即時抗告をすることができる。
 - 7 第一項から第三項までの規定により家事審判の手續に参加した者（以下「利害関係参加人」という。）は、当事者がすることができる手續行為（家事審判の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。）をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、利害関係参加人が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

（手續からの排除）

第四十三条 家庭裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を家事審判の手續から排除することができる。

- 2 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 裁判記録の閲覧等

当事者は、裁判所の許可を得て、記録の閲覧等を請求でき、当事者による許可の申立てに対して裁判所は、原則として許可しなければならないものとしつつ、例外として次の①から④までの事由があると認められる場合に許可しないことができるものとするかどうか。

- ① 返還を求められている子の利益を害するおそれ
- ② 当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ
- ③ 当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれ
- ④ 審理の状況、記録の内容等に照らして許可することを不適當とする特別の事

情

(補足説明)

本手続の当事者にとって裁判記録の閲覧等は、手続保障の根幹を成すものであり、できる限りこれを認めるべき反面、本手続の裁判記録には、子の社会的背景に関する情報（ハーグ条約第13条第3項）を始めとして、関係者が通常秘匿したい内容が含まれることが想定されるため、関係者のプライバシーの保護に配慮する必要がある。

そこで、裁判記録の閲覧等については、裁判所の許可に係らしめるものとしつつ、例外事由を列挙するものとするのが相当であると考えられる。

なお、当事者以外の者からの閲覧等については、裁判所が相当と認めるときは許可することができる（家事事件手続法第47条第5項参照）ものとするを前提にしている。

当事者から閲覧等の請求が認められた場合に、許可しないことができる事由としては、家事事件手続法第47条第4項を参考にして、①から④までとすることが考えられる。

なお、その具体例は次のとおりである。

1 ①「返還を求められている子の利益を害するおそれ」

連れ去り前に、子が申立人から暴力を受けており、子の居場所を申立人に知られると、子が暴力を受けるおそれがある場合における子の住所地が考えられる。

2 ②「当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ」

申立人にDVが疑われる場合における相手方の住所又は勤務先に関する情報、調査官による子の生活状況の調査の結果を知ると申立人が情報を提供した子が通う学校等に押し掛けるおそれがある場合における調査報告書の記載が考えられる。

3 ③「当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれ」

当事者の犯罪歴や病歴等が考えられる。

4 ④「審理の状況、記録の内容等に照らして許可を不相当とする特別の事情」

①から③までの事由には当たらないものの、審理の状況、記録の内容等に照らし、開示を不相当とすべき特別の事情があり得ることを考慮したものである。子の所在発見のため中央当局が捜査機関から提出を受け、裁判所が調査囑託により中央当局から得た情報のうち、開示されると犯罪捜査に支障を来したり、関係者のプライバシーを害するおそれがあるという事情がある場合における当該情報に関する記載等がこれに当たると考えられる。

(参照条文)

○家事事件手続法

(記録の閲覧等)

第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付（第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

2 前項の規定は、家事審判事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 家庭裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあったときは、これを許可しなければならない。

4 家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項の申立てを許可しないことができる。事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てを許可することを不相当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。

5 家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

6 審判書その他の裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は家事審判事件に関する事項の証明書については、当事者は、第一項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とする。

7 家事審判事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事審判事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

8 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

9 前項の規定による即時抗告が家事審判の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

10 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 証拠調べの具体的な規律について

(1) 証拠調べについては、当事者に申立権を認めるものとする。

(2) 証拠調べの手続については、原則として、民事訴訟法第2編第4章第1節から第6節までの規定に相当する規律を設けることを前提に、これらの規定のうち、次の規定に相当する規律は設けないものとするのでよいか。

① 民事訴訟法第179条（証明することを要しない事実）

- ② 同法第182条（集中証拠調べ）
 - ③ 同法第187条（参考人等の審尋）
 - ④ 同法第207条第2項（当事者本人尋問の補充性）
- (3) 当事者が証明義務を負う事実（子の返還事由及び子の返還拒否事由）の証拠調べについては、いわゆる真実擬制に関する規定、すなわち、民事訴訟法第208条（不出頭等の効果）、第224条（当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果。同法第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項（筆跡等の対照の用に供すべき文字の筆記に関する真実擬制）の各規定に相当する規律を設けるものとするのでよいか。

（補足説明）

1 (1)について

本手続における裁判資料の収集方法としては、基本的には、裁判所が事実の調査として職権で自由な方式により裁判資料を機動的に収集することができるものとするを前提に、子の返還事由及び子の返還拒否事由については、証明責任を負う当事者がこれを裏付ける資料を第一次的に提出するものとし、裁判所は補充的に裁判資料を収集することを想定している。このように資料の提出について当事者に主体性が認められていることも踏まえると、証拠調べについて当事者に申立権を付与することにより、当事者が証拠調べの方法により裁判資料を提出する機会を与えるのが相当である（家事事件手続法第56条第1項参照）。

2 (2)について

弁論主義のもとでは、証拠を収集して裁判所に提出する権限と責任は当事者の側にあり、裁判所は、当事者が取調べを求めない証拠方法を原則として取り調べることができないものとされていることから、民事訴訟法第2編第4章第1節から第6節までの証拠調べに関する規定は、上記の考え方を踏まえた内容となっているが、本手続は、職権探知主義を原則とするものであることから、弁論主義を前提とする規律については、基本的には妥当しないものと考えられる。

民事訴訟法第2編第4章第1節から第6節までの規定のうち次の各規定に相当する規律を、本手続における証拠調べの手続として設けるのは相当でない、又はその必要がないと考えられる。

① 民事訴訟法第179条

本手続では弁論主義が採られていないため、裁判上の自白に拘束力はなく、裁判所の認

定の一資料（間接事実）となるにすぎない。なお、顕著な事実について証明を要しないことは、本手続における証拠調べの手続においても妥当するが、職権探知主義を原則とする本手続においては特に明文の規定がなくとも当然に導くことができるものと考えられる。

② 民事訴訟法第182条

本手続における審理手続では、争点及び証拠の整理手続に関する規律を設けることは想定されておらず、迅速処理の要請その他の本手続の特殊性を踏まえると、裁判所は、事案に応じて適宜のときに必要な証拠調べをすることができるものとするのが相当であると考えられる。

③ 民事訴訟法第187条

本手続における裁判資料の収集方法としては、裁判所が職権で事実の調査をすることができるものとするを想定しているから、証拠調べの手続として参考人又は当事者本人の審尋についての規律を設ける必要はない。

④ 民事訴訟法第207条第2項

本手続においては、当事者本人が最良の証拠方法である場合が多いと考えられ、当事者本人尋問の補充性は認められない。

3 (3)について

文書提出命令に関する規律を設けることについては、文書提出命令の申立てに係る手続が重く、時間を要することが少なくないことから、迅速処理の要請に反するおそれや、引き延ばしのために濫用されるおそれも否定できないが、立証活動における当事者間の衡平を図るために、当事者が他方当事者等の所持文書にアクセスする余地を認める必要があるといえるから、本手続においても、文書提出命令に関する規律を設けるものとするのが相当であると考えられる。

本手続においては、子の返還事由及び子の返還拒否事由について当事者の証明責任及び証明義務を想定していること、本手続の申立てに係る事件は、当事者間で任意に処分をすることが基本的に可能な事項（子が常居所を有していた国への子の返還）を対象としている点で公益性が高いとはいえず、また、人事訴訟のように身分関係を確定するための手続ではないこと、他方で、ハーグ条約では子の利益が最も重要なものとして位置付けられており、本手続においても子の利益のために裁判所が後見的に関わることを求められていると考えられること、当事者が証明責任を負う事実を最もよく知る者は当事者であり、裁判所の職権による事実の調査及び証拠調べにも自ずと限界があると考えられること、真実擬制の規律を設けたとしても、真実擬制をすることによって真実に反するおそれがあると裁判所が考える場合にはこれを適用しない

こともできると解されることなどを踏まえると、例えば、一方当事者が証明責任を負う事実に関する文書を他方当事者が所持する場合に、当該他方当事者が裁判所の文書提出命令によってもこれを提出しないときは、裁判所が、事案の具体的内容によっては、必要に応じて、一方当事者の当該文書の記載に関する主張又は当該事実に関する主張を真実と認めることができるものとし、もって子の利益に合致した判断を可能とするのが相当であると考えられる。そこで、本手続においても、いわゆる真実擬制に関する民事訴訟法第208条、第224条（同法第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項の規定に相当する規律を設けるものとするのが相当であると考えられる。

（参照条文）

○ 家事事件手続法

（事実の調査及び証拠調べ等）

第五十六条 家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならない。

2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

（証拠調べ）

第六十四条 家事審判の手続における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第一百七十九条、第一百八十二条、第一百八十七条から第一百八十九条まで、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百二十九条第四項の規定を除く。）を準用する。

2 前項において準用する民事訴訟法の規定による即時抗告は、執行停止の効力を有する。

3 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所は、二十万円以下の過料に処する。

一 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十三条第一項（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）の規定による提出の命令に従わないとき、又は正当な理由なく第一項において準用する同法第二百三十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提示の命令に従わないとき。

二 書証を妨げる目的で第一項において準用する民事訴訟法第二百二十条（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）の規定により提出の義務がある文書（同法第二百三十一条に規定する文書に準ずる物件を含む。）を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき、又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。

4 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由なく第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提出の命令に従わないとき。

二 対照の用に供することを妨げる目的で対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。

三 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第三項（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）の規定による決定に正当な理由なく従わないとき、又は当該決定に係る対照の用に供すべき文字を書体を変えて筆記したとき。

5 家庭裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、家事審判の手続の期日に出頭することを命ずることができる。

6 民事訴訟法第九十二条から第九十四条までの規定は前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について、同法第二百九条第一項及び第二項の規定は出頭した当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合について準用する。

○ 民事訴訟法

（証明することを要しない事実）

第七十九条 裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実は、証明することを要しない。

（証拠の申出）

第八十条 証拠の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならない。

2 証拠の申出は、期日前においてもすることができる。

（証拠調べを要しない場合）

第八十一条 裁判所は、当事者が申し出た証拠で必要でないと認めるものは、取り調べることを要しない。

2 証拠調べについて不定期間の障害があるときは、裁判所は、証拠調べをしないことができる。

（集中証拠調べ）

第八十二条 証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。

（当事者の不出頭の場合の取扱い）

第八十三条 証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においても、することができる。

（外国における証拠調べ）

第八十四条 外国においてすべき証拠調べは、その国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に嘱託しなければならない。

2 外国においてした証拠調べは、その国の法律に違反する場合であっても、この法律に違反しないときは、その効力を有する。

（裁判所外における証拠調べ）

第八十五条 裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができる。この場合においては、合議体の構成員に命じ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に嘱託して証拠調べをさせることができる。

2 前項に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは、更に証拠調べの嘱託をすることができる。

（調査の嘱託）

第八十六条 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

（参考人等の審尋）

第八十七条 裁判所は、決定で完結すべき事件について、参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。

2 前項の規定による審尋は、相手方がある事件については、当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においてしなければならない。

(疎明)

第百八十八条 疎明は、即時に取り調べることができる証拠によってしなければならない。

(過料の裁判の執行)

第百八十九条 この章の規定による過料の裁判は、検察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 過料の裁判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従ってする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。

3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五百七条の規定は、過料の裁判の執行について準用する。

4 過料の裁判の執行があった後に当該裁判（以下この項において「原裁判」という。）に対して即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判をしたときは、その金額の限度において当該過料の裁判の執行があったものとみなす。この場合において、原裁判の執行によって得た金額が当該過料の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

(証人義務)

第百九十条 裁判所は、特別の定めがある場合を除き、何人でも証人として尋問することができる。

(公務員の尋問)

第百九十一条 公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁（衆議院若しくは参議院の議員又はその職にあった者についてはその院、内閣総理大臣その他の国务大臣又はその職にあった者については内閣）の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。

(不出頭に対する過料等)

第百九十二条 証人が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、決定で、これによって生じた訴訟費用の負担を命じ、かつ、十万円以下の過料に処する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(不出頭に対する罰金等)

第百九十三条 証人が正当な理由なく出頭しないときは、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

(勾引)

第百九十四条 裁判所は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができる。

2 刑事訴訟法中勾引に関する規定は、前項の勾引について準用する。

(受命裁判官等による証人尋問)

第百九十五条 裁判所は、次に掲げる場合に限り、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。

一 証人が受訴裁判所に出頭する義務がないとき、又は正当な理由により出頭することができないとき。

二 証人が受訴裁判所に出頭するについて不相当な費用又は時間を要するとき。

三 現場において証人を尋問することが事実を発見するために必要であるとき。

四 当事者に異議がないとき。

(証言拒絶権)

第百九十六条 証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言が

これらの者の名誉を害すべき事項に関するときも、同様とする。

- 一 配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の關係にあり、又はあつたこと。
- 二 後見人と被後見人の關係にあること。

第九十七條 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

- 一 第九十一條第一項の場合
- 二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合
- 三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合

2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

（証言拒絶の理由の疎明）

第九十八條 証言拒絶の理由は、疎明しなければならない。

（証言拒絶についての裁判）

第九十九條 第九十七條第一項第一号の場合を除き、証言拒絶の当否については、受訴裁判所が、当事者を審尋して、決定で、裁判をする。

2 前項の裁判に対しては、当事者及び証人は、即時抗告をすることができる。

（証言拒絶に対する制裁）

第二百條 第九十二條及び第九十三條の規定は、証言拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に証人が正当な理由なく証言を拒む場合について準用する。

（宣誓）

第二百一條 証人には、特別の定めがある場合を除き、宣誓をさせなければならない。

2 十六歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。

3 第九十六條の規定に該当する証人で証言拒絶の権利を行使しないものを尋問する場合には、宣誓をさせないことができる。

4 証人は、自己又は自己と第九十六條各号に掲げる關係を有する者に著しい利害關係のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができる。

5 第九十八條及び第九十九條の規定は証人が宣誓を拒む場合について、第九十二條及び第九十三條の規定は宣誓拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に証人が正当な理由なく宣誓を拒む場合について準用する。

（尋問の順序）

第二百二條 証人の尋問は、その尋問の申出をした当事者、他の当事者、裁判長の順序である。

2 裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。

3 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

（書類に基づく陳述の禁止）

第二百三條 証人は、書類に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

（付添い）

第二百三條の二 裁判長は、証人の年齢又は心身の状態その他の事情を考慮し、証人が尋問を受ける場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の陳述中、証人に付き添わせることができる。

2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の陳述中、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

3 当事者が、第一項の規定による裁判長の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(遮へいの措置)

第二百三条の三 裁判長は、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係（証人がこれらの者が行った犯罪により害を被った者であることを含む。次条第二号において同じ。）その他の事情により、証人が当事者本人又はその法定代理人の面前（同条に規定する方法による場合を含む。）において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、その当事者本人又は法定代理人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

2 裁判長は、事案の性質、証人が犯罪により害を被った者であること、証人の年齢、心身の状態又は名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による裁判長の処置について準用する。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

第二百四条 裁判所は、次に掲げる場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人の尋問をすることができる。

一 証人が遠隔の地に居住するとき。

二 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるとき。

(尋問に代わる書面の提出)

第二百五条 裁判所は、相当と認める場合において、当事者に異議がないときは、証人の尋問に代え、書面の提出をさせることができる。

(受命裁判官等の権限)

第二百六条 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第二百二条第三項の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

(当事者本人の尋問)

第二百七条 裁判所は、申立てにより又は職権で、当事者本人を尋問することができる。この場合においては、その当事者に宣誓をさせることができる。

2 証人及び当事者本人の尋問を行うときは、まず証人の尋問をする。ただし、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、まず当事者本人の尋問をすることができる。

(不出頭等の効果)

第二百八条 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

(虚偽の陳述に対する過料)

第二百九条 宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過

料に処する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 第一項の場合において、虚偽の陳述をした当事者が訴訟の係属中その陳述が虚偽であることを認めるときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

(証人尋問の規定の準用)

第二百十条 第九十五条、第二百一条第二項、第二百二条から第二百四条まで及び第二百六条の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

(法定代理人の尋問)

第二百十一条 この法律中当事者本人の尋問に関する規定は、訴訟において当事者を代表する法定代理人について準用する。ただし、当事者本人を尋問することを妨げない。

(鑑定義務)

第二百十二条 鑑定に必要な学識経験を有する者は、鑑定をする義務を負う。

2 第九十六条又は第二百一条第四項の規定により証言又は宣誓を拒むことができる者同一の地位にある者及び同条第二項に規定する者は、鑑定人となることができない。

(鑑定人の指定)

第二百十三条 鑑定人は、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が指定する。

(忌避)

第二百十四条 鑑定人について誠実に鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その鑑定人が鑑定事項について陳述をする前に、これを忌避することができる。鑑定人が陳述した場合であっても、その後、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知ったときは、同様とする。

2 忌避の申立ては、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官にしなければならない。

3 忌避を理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができない。

4 忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(鑑定人の陳述の方式等)

第二百十五条 裁判長は、鑑定人に、書面又は口頭で、意見を述べさせることができる。

2 裁判所は、鑑定人に意見を述べさせた場合において、当該意見の内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、鑑定人に更に意見を述べさせることができる。

(鑑定人質問)

第二百十五条の二 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合には、鑑定人が意見の陳述をした後に、鑑定人に対し質問をすることができる。

2 前項の質問は、裁判長、その鑑定の出をした当事者、他の当事者の順序とする。

3 裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。

4 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(映像等の送受信による通話の方法による陳述)

第二百十五条の三 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、意見を述べさせることができる。

(受命裁判官等の権限)

第二百十五条の四 受命裁判官又は受託裁判官が鑑定人に意見を述べさせる場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第二百十五条の二第四項の規定による異

議についての裁判は、受訴裁判所がする。

(証人尋問の規定の準用)

第二百十六条 第九十一条の規定は公務員又は公務員であった者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせる場合について、第九十七条から第九十九条までの規定は鑑定人が鑑定を拒む場合について、第二百一条第一項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第九十二条及び第九十三条の規定は鑑定人が正当な理由なく出頭しない場合、鑑定人が宣誓を拒む場合及び鑑定拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に鑑定人が正当な理由なく鑑定を拒む場合について準用する。

(鑑定証人)

第二百十七条 特別の学識経験により知り得た事実に関する尋問については、証人尋問に関する規定による。

(鑑定の嘱託)

第二百十八条 裁判所は、必要があると認めるときは、官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は相当の設備を有する法人に鑑定を嘱託することができる。この場合においては、宣誓に関する規定を除き、この節の規定を準用する。

2 前項の場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、官庁、公署又は法人の指定した者に鑑定書の説明をさせることができる。

(書証の申出)

第二百十九条 書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

(文書提出義務)

第二百二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 二 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
- 三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
 - イ 文書の所持者又は文書の所持者と第九十六条各号に掲げる関係を有する者について同条に規定する事項が記載されている文書
 - ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - ハ 第九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
 - ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）
 - ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

(文書提出命令の申立て)

第二百二十一条 文書提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 文書の表示
- 二 文書の趣旨
- 三 文書の所持者
- 四 証明すべき事実
- 五 文書の提出義務の原因

2 前条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立ては、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合でなければ、することができない。

(文書の特定のための手続)

第二百二十二条 文書提出命令の申立てをする場合において、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることが著しく困難であるときは、その申立ての時においては、これらの事項に代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにすれば足りる。この場合においては、裁判所に対し、文書の所持者に当該文書についての同項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることを求めるよう申し出なければならない。

2 前項の規定による申出があったときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、文書の所持者に対し、同項後段の事項を明らかにすることを求めることができる。

(文書提出命令等)

第二百二十三条 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

2 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。

3 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第二百二十条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあった場合には、その申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁（衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下この条において同じ。）の意見を聴かなければならない。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならない。

4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。

一 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

5 第三項前段の場合において、当該監督官庁は、当該文書の所持者以外の第三者の技術又は職業の秘密に関する事項に係る記載がされている文書について意見を述べようとするときは、第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べようとするときを除き、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くものとする。

6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果)

第二百二十四条 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。

3 前二項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

(第三者が文書提出命令に従わない場合の過料)

第二百二十五条 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十万円以下の過料に処する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(文書送付の嘱託)

第二百二十六条 書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

(文書の留置)

第二百二十七条 裁判所は、必要があると認めるときは、提出又は送付に係る文書を留め置くことができる。

(文書の成立)

第二百二十八条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるときは、真正に成立した公文書と推定する。

3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。

4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

5 第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めべき文書について準用する。

(筆跡等の対照による証明)

第二百二十九条 文書の成立の真否は、筆跡又は印影の対照によっても、証明することができる。

2 第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十六条並びに第二百二十七条の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。

3 対照をするのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。

4 相手方が正当な理由なく前項の規定による決定に従わないときは、裁判所は、文書の成立の真否に関する挙証者の主張を真実と認めることができる。書体を変えて筆記したときも、同様とする。

5 第三者が正当な理由なく第二項において準用する第二百二十三条第一項の規定による提出の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

6 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(文書の成立の真正を争った者に対する過料)

第二百三十条 当事者又はその代理人が故意又は重大な過失により真実に反して文書の成立の

真正を争ったときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 第一項の場合において、文書の成立の真正を争った当事者又は代理人が訴訟の係属中その文書の成立が真正であることを認めるときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

(文書に準ずる物件への準用)

第二百三十一条 この節の規定は、図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。

(検証の目的の提示等)

第二百三十二条 第二百九条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十六条及び第二百二十七条の規定は、検証の目的の提示又は送付について準用する。

2 第三者が正当な理由なく前項において準用する第二百二十三条第一項の規定による提示の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十万円以下の過料に処する。

3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(検証の際の鑑定)

第二百三十三条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、検証をするに当たり、必要があると認めるときは、鑑定を命ずることができる。

6 裁判の取消し等

(1) 裁判の不当な蒸し返しを防ぎ、子の監護環境の早期安定を図るために、裁判の取消し等の対象は、子の返還を命ずる裁判が確定した後の事情変更を理由とするものに限定する(甲案)ものとするのが相当であると考えますが、どうか。

(2) 仮に乙案を採るとした場合、次の点について検討する必要がある。

① 裁判の取消し等と再審との規律の重複を解消する必要があるか。解消する必要があるとした場合には、両規律をどのように調整するのが相当か。

② 裁判の不当な蒸し返しを防ぐためにどのような方策が具体的に考えられるか。

③ 裁判確定前の事由を理由とする裁判の取消し等には期間制限を設けるものとするのが相当であると考えますが、どうか。

(3) 裁判の取消し等を求める申立てについて審理・判断する裁判所は、当該裁判をした裁判所とするのが相当であると考えますが、どうか。

(4) 裁判の取消し等を求める申立てについての具体的な審理手続は、基本的に、第一審と同様の規律(申立書の写しの送付、事実の調査の通知、必要的陳述聴取、審理の終結、裁判日)によるのが相当と考えられるところ、裁判の取消し等を求める申立ての性質を踏まえ、異なる規律とする余地もあると考えられるが、どう

か。

(補足説明)

1 中間取りまとめにおける裁判の取消し等の規律（甲案及び乙案）について

本手続における裁判の取消し等の規律について、中間取りまとめでは、【甲案】及び【乙案】として次のように整理している。

【甲案】 裁判所は、子の返還を命ずる裁判が確定した後、事情の変更により、当該裁判を維持することが不当と認めるに至った場合又は当該裁判を維持する必要性が消滅した場合には、申立てにより、当該裁判を取り消し、又は変更することができるものとする。ただし、子が常居所を有していた国に戻った後は、当該裁判を取り消し、又は変更することができないものとする。

【乙案】 裁判所は、子の返還を求める申立てについての裁判が確定した後、当該裁判を維持することが不当と認めるに至った場合又は当該裁判を維持する必要性が消滅した場合（子の返還を求める申立てを却下する裁判については、裁判確定後の事情変更による場合を除く。）には、申立てにより、当該裁判を取り消し、又は変更することができるものとする。ただし、子が常居所を有していた国に戻った後は、当該裁判を取り消すことができないものとする。

【甲案】は、裁判確定後の事情変更を理由とする場合のみを対象とするものであり、したがって、取消し等の対象となる裁判は、子の返還を命ずる裁判のみとなる。これに対して、【乙案】は、裁判確定後の事情変更を理由とする場合及び裁判確定前の事由を理由とする場合を対象とするものであり、前者の場合には子の返還を命ずる裁判のみが取消し等の対象となるが、後者の場合には子の返還を命ずる裁判に加えて子の返還の申立てを却下する裁判も取消し等の対象に含まれることになる。

2 (1)について

【甲案】は、裁判確定前の事由を理由とする裁判の不当は原則として即時抗告又は再審により対応すべきものと整理した上で、裁判の取消し等の規律の対象を、裁判確定後の事情変更を理由とする裁判の不当等に限定するものであり、即時抗告、再審及び裁判の取消し等の各規律ごとに、是正の対象とする裁判を明確に切り分けるものである。第3回部会では、このような【甲案】の考え方に対して、例えば、子が常居所を有していた国では十分な医療を受けることができない疾患が子にあることが裁判の確定後に明らかになった場合など、再審事由には必ず

しも該当しないものの、当該裁判を維持することが子の利益に合致しないと認められるような場合に、裁判の取消し等の規律で対応することができないのは相当でないとの指摘があったが、子の利益に照らして是正する必要があると認められる事案については、例えば、最一決平成16年12月16日・集民215号965頁（現行非訟事件手続法第19条第1項による取消し又は変更の対象とならない裁判について、裁判当時存在し、これが裁判所に認識されていたならば当該裁判がされなかったであろうと認められる事情の存在が裁判の確定後に判明し、かつ、当該裁判が不当であってこれを維持することが著しく正義に反することが明らかな場合には、当該裁判を取り消し、又は変更することができる旨判断している。）のように、解釈によって個別に救済する余地があるものと考えられる。

【乙案】は、【甲案】に対する上記の指摘を踏まえて、裁判を不当とする事由が裁判確定前に存したのか、裁判確定後に新たに生じたのかを問わず、広く裁判の取消し等を認めるものである。しかし、子の返還を求める申立てについての裁判が確定したにもかかわらず、当該裁判の確定前に存した事由を理由に当該裁判の取消し等を求めることができるものとするのは、実質的に当該裁判がいつまでも確定しないこととなり、子の返還を求める申立てについての裁判に対する通常の不服申立てを即時抗告に限定して法律関係の早期確定を図った趣旨が失われることになる。また、裁判の不当な蒸し返し容易にされるおそれがあり、返還すべき子の迅速な返還の実現が阻害され、ひいては子の利益に反する結果になることも懸念される。さらに、本手続において再審の制度を設けるものとした場合には、再審事由（民事訴訟法第338条第1項各号参照）があれば、再審及び裁判の取消し等のいずれも求めることができることになり、裁判の是正手段が重複することになるため、このような規律の相当性も問題となる。

以上のように、【乙案】を採るとした場合には、2週間の即時抗告期間が実質的に意味を失い、裁判の不当な蒸し返し等により、法律関係の早期確定及び子の監護環境の早期安定が阻害されるおそれがあり、このような弊害は、実際に制度を運用する場面では問題が大きいものと考えられるが、これに対して有効な対応策を講じることは、困難であると思われる。

以上によれば、本手続における裁判の取消し等の規律としては、【甲案】によるものとするのが相当であると考えられる。

3 (2)について

本手続における裁判の取消し等の規律として仮に【乙案】を採るとした場合には、上記2に記載した【乙案】の問題点に対応するため、次の各点について検討する必要がある。

- ① 上記2記載のとおり、再審事由（民事訴訟法第338条第1項各号参照）があれば再審及

び裁判の取消し等のいずれも求めることができると解されるため、裁判の是正手段として両制度が重複することになると考えられる（裁判の取消し等の規律の対象の方がより広いから、再審が裁判の取消し等の規律に含まれる関係にあると考えられる。）。

このような裁判の是正手段の重複をそのまま放置するのが相当でないと考えるのであれば、例えば、再審の規律を設けないものとする、裁判の取消し等を求めることができる理由から再審事由を除外する、裁判の取消し等の理由となる裁判確定前の事由を子に関する事由に限定する等、両制度の規律を調整する必要があると考えられるが、両制度の規律をどのように調整するのが相当か。

- ② 仮に【乙案】を採るとした場合、裁判の不当な蒸し返しが起こることが具体的に懸念されるから、これを防止する手当てを可能な限り講じる必要があると考えられるが、具体的にどのような手当てを講じるのが考えられるか。

例えば、上記①の再審の規律との調整も兼ねて、裁判の取消し等の理由となる裁判確定前の事由を子に関する事由（子がその常居所を有していた国に戻ることを強く拒否していること、子が常居所を有していた国では十分な医療を受けることができない疾患が子にあることが判明したこと等）に限定することをもって裁判の不当な蒸し返しの防止を図るとすることも考えられるが、実際、裁判の取消し等の申立てがされる場合は、不当な蒸し返しに当たる場合も含めて、そのほとんどが子に関する事由を理由とするものであると考えられるため、上記のような限定を付したとしても、裁判の不当な蒸し返しの防止としての実際上の効果は疑問がある。

- ③ 期間的な制限なく裁判確定前の事由を理由とする裁判の取消し等を認めることは、法的安定及び子の監護環境の安定の要請に照らして相当でないと考えられ、再審においても期間制限が設けられていること（民事訴訟法第342条、家事事件手続法第103条第2項）を考慮すれば、本手続においても、裁判確定前の事由を理由とする裁判の取消し等については期間制限を設けるのが相当であると考えられる。

具体的には、民事訴訟における再審の期間制限に倣い、裁判が確定したときから5年を経過したときは、裁判確定前の事由を理由とする裁判の取消し等はすることができないものとするのが相当であると考えられるが、どうか。なお、裁判確定後の事情変更を理由とする裁判の取消し等については、期間制限になじまないと考えられるので、期間制限を設けないものとするのが相当である。

4 (3)について

裁判の取消し等を求める申立てがされた場合にどの裁判所がこれを扱うものとするのかについては、【乙案】における裁判確定前の事由を理由とする裁判の取消し等の申立てについては、裁判確定前の事由を理由とするものである以上、再審と同様に、従前の手続を再開続行して当該裁判の是正を求めるものと位置づけることができ、そうすると、当該裁判の取消し等を行うことができるのは、当該裁判をした裁判所に限られることになる。

他方、【甲案】及び【乙案】における裁判確定後の事情変更を理由とする裁判の取消し等の申立て（子の返還を命ずる裁判のみが対象となるため、この場合に裁判の取消し等を申し立てる者は、常に「相手方」である。）については、本手続が、子の連れ去り又は留置により監護権を侵害された者を「申立人」、現に子を監護している者を「相手方」として子の返還の可否について判断する手続である以上、判断対象を同じくする裁判の取消し等の申立てに係る手続を、当初の子の返還を求める申立てに係る手続とは別個の新たな手続（この場合、「相手方」が申立人となり、「申立人」が相手方となることになる。）として位置付けることは、本手続の性質に沿わないものと考えられる。したがって、裁判確定後の事情変更を理由とする裁判の取消し等の申立てについても、再審と同様に、従前の手続を再開続行して当該裁判の是正を求めるものと位置付け、当該裁判をした裁判所がこれを扱うこととするのが相当であると考えられる。

5 (4)について

裁判の取消し等を求める申立てについての具体的な審理手続については、当該裁判の是正の要否、すなわち子の返還の可否を改めて判断するものである以上、当事者の手続保障の観点から、基本的には、子の返還を求める申立てについての手続と同様の規律（申立書の写しの送付、事実の調査の通知、必要的陳述聴取、審理の終結、裁判日）によるものとするのが相当であると考えられるが、4のとおり裁判の取消し等を求める申立てに係る手続を従前の手続の再開続行であると位置づけると、必ずしも同様の規律による必要はないものとも考えられ、例えば、必要的陳述聴取については、裁判を取り消し、又は変更する場合に限定することも考えられるか。

(参照条文)

○家事事件手続法

(審判の取消し又は変更)

第七十八条 家庭裁判所は、審判をした後、その審判を不当と認めるときは、次に掲げる審判を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができる。

- 一 申立てによってのみ審判をすべき場合において申立てを却下した審判
- 二 即時抗告をすることができる審判

2 審判が確定した日から五年を経過したときは、家庭裁判所は、前項の規定による取消し又

は変更をすることができない。ただし、事情の変更によりその審判を不当と認めるに至ったときは、この限りでない。

3 家庭裁判所は、第一項の規定により審判の取消し又は変更をする場合には、その審判における当事者及びその他の審判を受ける者の陳述を聴かなければならない。

4 第一項の規定による取消し又は変更の審判に対しては、取消し後又は変更後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。
(再審)

第三百三条 確定した審判その他の裁判（事件を完結するものに限る。第五項において同じ。）に対しては、再審の申立てをすることができる。

2 再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

3 民事訴訟法第四編の規定（同法第三百四十一条及び第三百四十九条の規定を除く。）は、第一項の再審の申立て及びこれに関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十八条第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する民事訴訟法第三百四十六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

5 第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により審判その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しては、当該審判その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

○民事訴訟法

(再審の事由)

第三百三十八条 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。

一 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。

二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。

五 刑事上罰すべき他人の行為により、自白をするに至ったこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。

六 判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。

七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと。

八 判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。

九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。

十 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。

2 前項第四号から第七号までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の訴えを提起することができる。

3 控訴審において事件につき本案判決をしたときは、第一審の判決に対し再審の訴えを提起することができない。

(管轄裁判所)

- 第三百四十条 再審の訴えは、不服の申立てに係る判決をした裁判所の管轄に専属する。
- 2 審級を異にする裁判所が同一の事件についてした判決に対する再審の訴えは、上級の裁判所が併せて管轄する。
(再審期間)
- 第三百四十二条 再審の訴えは、当事者が判決の確定した後再審の事由を知った日から三十日の不変期間内に提起しなければならない。
- 2 判決が確定した日（再審の事由が判決の確定した後に生じた場合にあっては、その事由が発生した日）から五年を経過したときは、再審の訴えを提起することができない。
- 3 前二項の規定は、第三百三十八条第一項第三号に掲げる事由のうち代理権を欠いたこと及び同項第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えには、適用しない。

7 保全的な処分

- (1) 本手続において、子の国外への再連れ去りを防止し、又は子の安全を確保し、将来の子の返還命令の実現を可能とするために、行政的又は司法的に何らかの方策を講ずる必要性についてどのように考えるか。
- (2) 上記方策のうち、行政的な方策について、具体的な案及びその問題点についてどのように考えるか。

(注) 行政的な方策としては、一定の要件の下旅券の効力を失わせる、出入国管理上の規制を設ける等が考えられる。

- (3) 司法的な方策について、具体的な案及びその問題点についてどのように考えるか。

(注) 司法的な方策としては、裁判所が、保全的な処分として出国禁止命令を出す、旅券の提出命令を出す等が考えられる。

(補足説明)

- 1 子の再連れ去りを防止し、安全を確保するための方策の必要性

子の返還命令が出されても、子が国外に出るなどしてしまうと命令を実現することはできなくなる。また、現在子に急迫の危険が及んでいるような場合、将来の子の返還実現のためにも、子の安全を確保する必要がある。そこで、このような場合に、子の返還の実現を可能にするため、何らかの方策を講じる必要があるといえるのではないかが問題となる。また、この方策の在り方については、行政的方策と司法的方策が考えられるところ、その具体的な在り方についてどのように考えるかが問題となる。

2 行政的な方策について

行政的な方策としては、例えば子の返還の申立てがあった後は、一定の要件の下で、行政的に子名義の日本旅券の効力を失わせる、出入国管理上の規制を行う等が考えられる。もっとも、これらの方策には、①子の出国を禁止し移動の自由を制限することの合憲性及び適法性（私権を制限するための行政目的をどのように考えるか、また、行政目的とその手段との均衡がとれているか。）が問題となるほか、②出入国管理上の規制については、出入国管理及び難民認定法上認められているのは、本邦に在留する外国人が本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする場合に、入国審査官が出国確認を一時的に留保する手段だけであり、出国を留める手段ではない上、出国確認留保の原因事由は重大犯罪につき訴追され又は逮捕状が発せられているなどの限定的な場合であり（出入国管理及び難民認定法第25条の2参照）、本件で問題となっている状況とは異なるのではないかと、③旅券の効力を失わせることについては、外国旅券には効力を及ぼすことができない、④一般論として、旅券を失効させずにあくまで一時的措置として効力を失わせることは、旅券が有効なものか失効しているかという状態以外に、不安定な状態にある旅券というものが創設されることとなり、このような措置は諸外国においても実施されておらず、旅券実務に著しい混乱を招くのみならず、我が国旅券の信頼性の低下及びそれに伴う我が国国民への不利益に繋がるといった種々の問題がある。

3 司法的な方策について

司法的な方策としては、保全的な処分を設け、裁判所が、申立てを受けて、個別事案に応じ、出国を禁止し、又は、それに加え、その実効性を担保するための具体的な処分（旅券の提出命令等）を命ずることが考えられる。このような処分を行うとした場合には、本案の申立てと同時にまたは申立て後に、申立人が具体的な保全処分を申立て、裁判所が相手方の陳述を聴取した上で命令を出すことが考えられるが（家事事件手続法第105条から第107条まで参照）、①子の出国を禁止し、移動の自由を制限することの法的根拠及び合憲性が問題となるほか、出国禁止命令だけでは実効性を確保するのが難しく、そのため旅券を提出させようとする、②外国旅券の場合、提出命令を出すことに国際法上問題がないか（併せて、もし外国旅券については提出命令を出すことができないとすれば、我が国旅券のみ提出命令を出すことが可能とすることには問題がないか。）、③相手方をどう考えるか（子を現に監護している者か、子自身であるか）、④申立人に引渡し請求権のない物を、どのような根拠で提出させるものとするか、⑤提出命令を出した場合、その具体的な実現をどのように図るか等の問題がある。

なお、裁判所の命令を契機として、子が出国できないようにする仕組みをつくることにより、

実効性を確保することも考えられる（もっとも、その仕組みの具体的な在り方によっては、「2 行政的な方策」で列挙したものと同様の問題が生じる。）。

(注) 出国禁止命令及びその実効性確保のための手段を講じるほかに、司法的な方策を行う必要がある場合が想定されるかも問題となるが、どのように考えるか。

(参照条文)

○ 旅券法

(返納)

第十九条 外務大臣又は領事官は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。

一 一般旅券の名義人が第十三条第一項各号のいずれかに該当する者であることが、当該一般旅券の交付の後に判明した場合

二 一般旅券の名義人が、当該一般旅券の交付の後に、第十三条第一項各号のいずれかに該当するに至った場合

三 錯誤に基づき、又は過失により旅券の発給、渡航先の追加、記載事項の訂正又は査証欄の増補をした場合

四 旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合

五 一般旅券の名義人の渡航先における滞在が当該渡航先における日本国民の一般的な信用又は利益を著しく害しているためその渡航を中止させて帰国させる必要があると認められる場合

2 第十三条第二項の規定は、一般旅券の名義人が前項第一号又は第二号の場合において、第十三条第一項第七号に該当するかどうかを認定しようとするときについて準用する。

3 第一項の規定に基づき同項第一号又は第二号の場合において行う一般旅券の返納の命令（第十三条第一項第一号又は第六号に該当する者に対して行うものを除く。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

4 外務大臣又は領事官は、第一項の規定に基づき一般旅券の返納を命ずることを決定したときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該一般旅券の名義人にその旨を通知しなければならない。

5 旅券の名義人が現に所持する旅券が前条第一項第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当してその効力を失ったとき、及び公用旅券の場合においてその発給に係る国の用務がなくなり又は終了したときは、国内においては、一般旅券にあつてはその名義人が都道府県知事又は外務大臣に、公用旅券にあつては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては旅券の名義人が領事官に、遅滞なくその旅券を返納しなければならない。

6 返納すべき旅券（第一項の規定に基づき返納を命ぜられた旅券を除く。）の名義人がこれを保有することを希望するときは、返納を受けた都道府県知事、外務大臣又は領事官は、外務省令で定めるところにより、その旅券に消印をしてこれを当該旅券の名義人に還付することができる。

○ 出入国管理及び難民認定法

(出国確認の留保)

第二十五条の二 入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする場合において、関係機関から当該外国人が次の各号のいずれかに該当する者

である旨の通知を受けているときは、前条の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間を限り、その者について出国の確認を留保することができる。

一 死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの（当該刑につき仮釈放中の者を除く。）

三 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の規定により仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者

2 入国審査官は、前項の規定により出国の確認を留保したときは、直ちに同項の通知をした機関にその旨を通報しなければならない。